

障害者虐待の状況等について

熊本県健康福祉部
子ども・障がい福祉局
障がい者支援課

令和7年(2025年)5月21日

障害者虐待防止法の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、
平成24年10月1日施行)

目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - ①養護者による障害者虐待
 - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - ③使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
 - ①身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - ②放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
 - ③心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
 - ④性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - ⑤経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

障害者虐待防止法における3つの「障害者虐待」

【養護者による障害者虐待】

障がい者の保護と支援、養護者による虐待の防止と養護者支援を目的としている。（虐待者を罰することが目的ではない）

※養護者……同居していなくても、現に身の世話をしている親族、知人なども該当する。



【障害者福祉施設従事者等による障害者虐待】

虐待が起きた施設（事業所）に対して、障がい者の権利擁護、環境改善のため、障害者総合支援法や社会福祉法による指導等を行う。

※障害者福祉施設従事者等……入所の施設だけでなく、通所の事業所や相談支援事業所などの職員も該当する。



【使用者による障害者虐待】

虐待が起きた事業所に対して、障がい者の権利擁護、環境改善のため、労働関係法令により指導等を行う。

※使用者……事業主だけでなく、直属の上司や、障がい者を指導する立場の人にも該当する。



虐待防止施策

- 1 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 2 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
[市町村の責務] 相談等、居室確保、連携確保 [スキーム] ①事実確認（立入調査等） ②措置（一時保護、後見審判請求）	[設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム] ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表	[事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 [スキーム] ①監督権限等の適切な行使 ②措置等の公表

- 3 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 1 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 2 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

県内の障害者虐待の状況

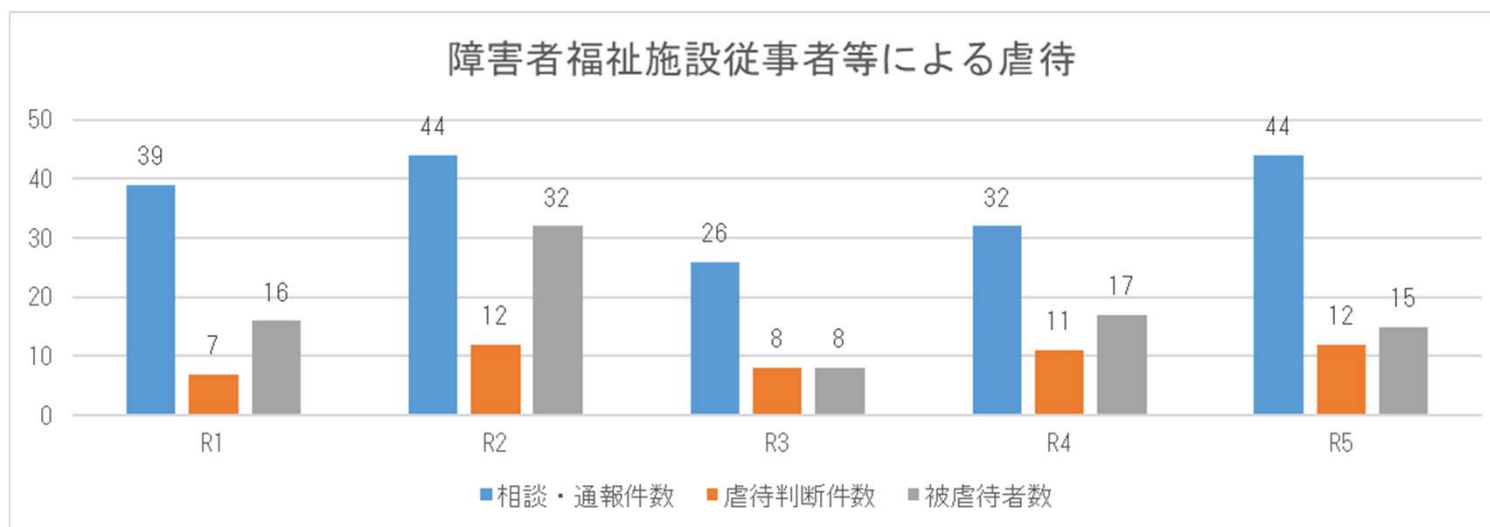
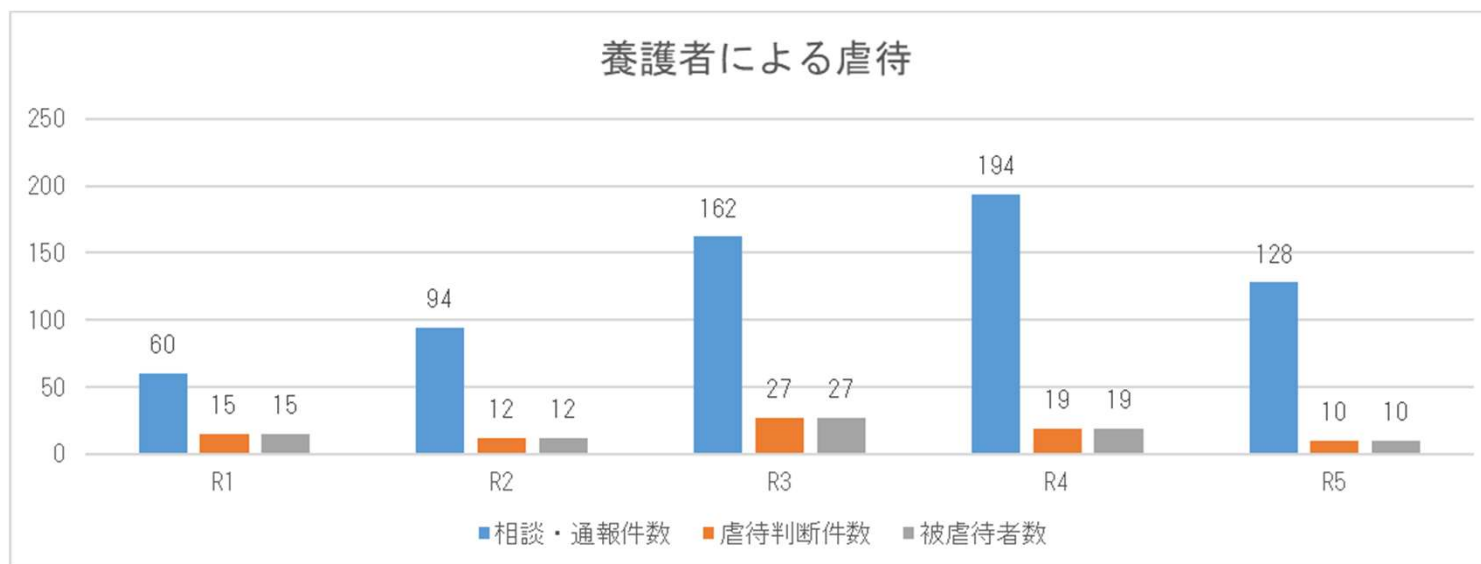
令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の県内の状況

	養護者による虐待	障害者福祉施設従事者等 による虐待	合計※
相談・通報件数	128件 (194件)	44件 (32件)	172件 (226件)
虐待判断件数	10件 (19件)	12件 (11件)	22件 (30件)
被虐待者数	10人 (19人)	15人 (17人)	25人 (36人)

・（ ）内は令和4年度の状況

※使用者による虐待件数は、労働局が非公表のため、掲載していません。

県内の障害者虐待の状況（過去5年の推移）



養護者による障害者虐待の概要(県内)

1 通報者について

通報者の内訳

相談・通報者	件数(割合)
本人	25件(19.5%)
家族・親族	10件(7.8%)
近隣住民・知人	1件(0.8%)
医療機関関係者	8件(6.3%)
相談支援専門員	25件(19.5%)
施設・事業所の職員	6件(4.7%)
警察	39件(30.5%)
市町村行政職員	4件(3.1%)
介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	1件(0.8%)
その他	3件(2.3%)
不明(匿名含む)	6件(4.7%)

2 被虐待者について

①虐待の類型 ※重複あり

類 型	件数(割合)
身体的虐待	5件(35.7%)
性的虐待	0件(0.0%)
心理的虐待	3件(21.4%)
放棄・放置(ネグレクト)	2件(14.3%)
経済的虐待	4件(28.6%)

②被虐待者の性別

性別	人数(割合)
男性	2人(20.0%)
女性	8人(80.0%)
不明	0人(0.0%)

④被虐待者の障害支援区分

※ 障害支援区分…
障害者に対し必要とされる標準的な
支援の度合いを表す区分。

区 分	人数(割合)
区分1	0人(0.0%)
区分2	2人(20.0%)
区分3	0人(0.0%)
区分4	0人(0.0%)
区分5	3人(30.0%)
区分6	1人(10.0%)
区分なし	4人(40.0%)
不明	0人(0.0%)

③被虐待者の障がい種別 ※重複あり

障がい種別	人数(割合)
身体障がい	1人(8.3%)
知的障がい	8人(66.7%)
精神障がい (発達障がいを除く)	3人(25.0%)
発達障がい	0人(0.0%)
難病	0人(0.0%)
その他	0人(0.0%)

⑤被虐待者の年齢

年 齢	人数(割合)
～17歳	0人(0.0%)
18歳、19歳	0人(0.0%)
20歳～29歳	2人(20.0%)
30歳～39歳	2人(20.0%)
40歳～49歳	2人(20.0%)
50歳～59歳	2人(20.0%)
60歳～64歳	2人(20.0%)
65歳以上	0人(0.0%)
不明	0人(0.0%)

養護者による障害者虐待の概要(県内)

3 虐待者について

①被虐待者からみた虐待者の続柄

続 柄	人数(割合)
父	2人(15.4%)
母	3人(23.1%)
夫	0人(0.0%)
妻	0人(0.0%)
息子、娘	0人(0.0%)
兄弟、姉妹	4人(30.8%)
その他	4人(30.8%)

②虐待者の性別

性 別	人数(割合)
男性	7人(53.8%)
女性	6人(46.2%)
不明	0人(0.0%)

③虐待者の年齢

年 齢	人数(割合)
～17歳	0人(0.0%)
18歳～29歳	0人(0.0%)
30歳～39歳	2人(15.4%)
40歳～49歳	0人(0.0%)
50歳～59歳	3人(23.1%)
60歳～64歳	0人(0.0%)
65歳～74歳	3人(23.1%)
75歳以上	3人(23.1%)
不明	2人(15.4%)

4 虐待への対応

①分離の有無

内 容	件数(割合)
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った被虐待者数	3件(30.0%)
被虐待者と虐待者を分離していない被虐待者数 (一度も分離していない被虐待者数)	5件(50.0%)
もともと虐待者とは別居の被虐待者数	1件(10.0%)
その他	1件(10.0%)

②分離を行った事例の対応

内 容	件数(割合)
契約による障害福祉サービスの利用	0件(0.0%)
身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由による措置	0件(0.0%)
上記以外の方法による一時保護	0件(0.0%)
医療機関への一時入院	2件(66.7%)
その他	1件(33.3%)

③分離の有無に関わらず行った対応 ※重複あり

内 容	件数(割合)
養護者に対する助言・指導 (介護負担軽減のための事業に参加した事例を除く)	6件(40.0%)
新たに障害福祉サービスを利用	1件(6.7%)
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	3件(20.0%)
障害福祉サービス以外のサービスを利用	0件(0.0%)
再発防止のための定期的な見守りの実施	5件(33.3%)
その他	0件(0.0%)

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の概要(県内)

1 通報者について

通報者の内訳 ※重複あり

相談・通報者	件数(割合)
本人	4件(9.1%)
家族・親族	3件(6.8%)
当該施設・事業所の職員 (設置者・管理者等)	21件(47.7%)
当該施設・事業所元職員	1件(2.3%)
他の施設・事業所の職員	2件(4.5%)
当該市町村行政職員	5件(11.4%)
警察	2件(4.5%)
その他	1件(2.3%)
不明(匿名含む)	5件(11.4%)

2 虐待の事実が認められた事例

①虐待の類型 ※重複あり

類 型	件数(割合)
身体的虐待	3件(20.0%)
性的虐待	4件(26.7%)
心理的虐待	4件(26.7%)
放棄・放置(ネグレクト)	1件(6.7%)
経済的虐待	3件(20.0%)

②被虐待者の性別

性 別	人数(割合)
男性	6人(40.0%)
女性	9人(60.0%)
不明	0人(0.0%)

③被虐待者の障がい種別 ※重複あり

障がい種別	人数(割合)
身体障がい	3人(18.8%)
知的障がい	10人(62.5%)
精神障がい (発達障がいを除く)	1人(6.3%)
不明	2人(12.5%)

④被虐待者の障害支援区分

区 分	人数(割合)
区分1	0人(0.0%)
区分2	0人(0.0%)
区分3	2人(13.3%)
区分4	5人(33.3%)
区分5	0人(0.0%)
区分6	4人(26.7%)
区分なし	1人(6.7%)
不明	3人(20.0%)

⑤被虐待者の年齢

年 齢	人数(割合)
～17歳	0人(0.0%)
18歳、19歳	2人(13.3%)
20歳～29歳	2人(13.3%)
30歳～39歳	3人(20.0%)
40歳～49歳	3人(20.0%)
50歳～59歳	0人(0.0%)
60歳～64歳	3人(20.0%)
65歳以上	1人(6.7%)
不明	1人(6.7%)

⑥虐待のあった施設・事業所の種別

	障害者 支援施設	居宅介護	生活介護	就労継続 支援A型	共同生活 援助	児童発達 支援
件数 (割合)	1件 (8.3%)	1件 (8.3%)	2件 (16.7%)	2件 (16.7%)	5件 (41.7%)	1件 (8.3%)

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の概要(県内)

通報件数

44 件

確認調査

虐待判断件数

12 件

事例	虐待の類型	被虐待者の 障がい種別・人数	虐待の内容	虐待があった 施設の種別	虐待者の 職種	虐待に対して採った措置
1	身体的虐待 経済的虐待	知的障がい(2人) 不明(2人)	・夜間、利用者が外に出られないよう、 職員が玄関を施錠していた。 ・職員が利用者の同意なく、預貯金で 利用者の服を購入した。	共同生活援助	・不明 ・管理者	障害者総合支援法に基づく改善勧告
2	心理的虐待	知的障がい(1人)	職員が利用者に対し、不適切な発言 を行った。	生活介護	看護師	施設・事業所等に対する指導
3	心理的虐待	精神障がい(1人)	職員が利用者に対し、不適切な発言 を行った。	共同生活援助	生活支援員	施設・事業所等から改善計画の提出
4	性的虐待	知的障がい(1人)	職員が利用者を着替えさせる際、後ろ から胸を揉んだ。	共同生活援助	生活支援員	障害者総合支援法に基づく改善勧告
5	性的虐待	知的障がい(1人)	職員が利用者に対し、卑猥な発言や、 体を触る行為があった。	就労継続支援A型	管理者	施設・事業所等に対する指導
6	経済的虐待	身体障がい(2人)	居宅介護提供中に、職員が窃盗を 行った。	居宅介護	居宅介護 従事者	施設・事業所等に対する指導

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の概要(県内)

事例	虐待の類型	被虐待者の障がい種別・人数	虐待の内容	虐待があった施設の種別	虐待者の職種	虐待に対して採った措置
7	性的虐待	知的障がい(1人)	職員が利用者の服を脱がせたり、体を触る行為があった。	共同生活援助	生活支援員	施設・事業所等から改善計画の提出
8	性的虐待	知的障がい(1人)	職員が利用者に対し、キスを行うなどした。	就労継続支援A型	生活支援員	施設・事業所等から改善計画の提出
9	身体的虐待	身体障がい、知的障がい(1人)	十分な検討なく、職員が利用者に対し、身体拘束を行った。	障害者支援施設	不明	施設・事業所等から改善計画の提出
10	身体的虐待 心理的虐待	不特定多数の児童が対象	・職員が、児童の頭を空のペットボトルで叩いた。 ・職員がくせ毛の児童を「ちゅるちゅる」と呼ぶなど、不適切な発言をした。	児童発達支援	・児発管 ・保育士	施設・事業所等から改善計画の提出
11	経済的虐待	知的障がい(1人)	職員が利用者の預り金の一部を着服した。	生活介護	生活支援員	施設・事業所等に対する指導
12	心理的虐待 放棄・放置	知的障がい(1人)	・職員が利用者に対し、トイレに連れて行かない。 ・職員が利用者に対し、オムツにすればいいと発言した。	共同生活援助	不明	施設・事業所等に対する指導

《参考》 全国の障害者虐待の状況

令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の全国の対応状況

※R6.12 厚労省公表

	①養護者による虐待	②障害者福祉施設 従事者等による虐待	合計(①+②)	(参考) 使用者による虐待
相談・通報件数	9,972件	5,618件	15,590件	1,512事業所
虐待判断件数	2,283件	1,194件	3,477件	447件
被虐待者数	2,285人	2,356人	4,641人	761人

(参考) 令和5年度熊本県の状況

※使用者による虐待件数は、
労働局が非公表のため、
掲載していません。

	①養護者による 虐待	②障害者福祉施設 従事者等による虐待	合計(①+②)※
相談・通報件数	128件	44件	172件
虐待判断件数	10件	12件	22件
被虐待者数	10人	15人	25人

全国の障害者虐待の状況(令和5年度)

養護者

表1 都道府県別にみた養護者による障害者虐待の相談・通報件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	577	東京都	685	滋賀県	146	香川県	53
青森県	74	神奈川県	823	京都府	189	愛媛県	40
岩手県	30	新潟県	434	大阪府	1,841	高知県	39
宮城県	261	富山県	53	兵庫県	536	福岡県	244
秋田県	13	石川県	116	奈良県	58	佐賀県	17
山形県	35	福井県	37	和歌山県	54	長崎県	63
福島県	93	山梨県	34	鳥取県	25	熊本県	128
茨城県	85	長野県	112	島根県	30	大分県	105
栃木県	38	岐阜県	66	岡山県	120	宮崎県	143
群馬県	52	静岡県	115	広島県	144	鹿児島県	67
埼玉県	826	愛知県	655	山口県	43	沖縄県	123
千葉県	475	三重県	40	徳島県	35	合計	9,972

表9-2 都道府県別にみた養護者による障害者虐待判断事例件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	52	東京都	188	滋賀県	70	香川県	14
青森県	24	神奈川県	194	京都府	80	愛媛県	12
岩手県	7	新潟県	81	大阪府	236	高知県	16
宮城県	83	富山県	23	兵庫県	88	福岡県	54
秋田県	5	石川県	59	奈良県	15	佐賀県	3
山形県	15	福井県	9	和歌山県	34	長崎県	37
福島県	40	山梨県	9	鳥取県	5	熊本県	10
茨城県	36	長野県	35	島根県	9	大分県	10
栃木県	14	岐阜県	14	岡山県	51	宮崎県	12
群馬県	11	静岡県	47	広島県	48	鹿児島県	8
埼玉県	108	愛知県	205	山口県	19	沖縄県	35
千葉県	135	三重県	13	徳島県	10	合計	2,283

全国の障害者虐待の状況(令和5年度)

障害者福祉
施設従事者等

表 32 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	203	東京都	728	滋賀県	107	香川県	55
青森県	34	神奈川県	419	京都府	110	愛媛県	32
岩手県	19	新潟県	36	大阪府	452	高知県	35
宮城県	96	富山県	22	兵庫県	251	福岡県	211
秋田県	18	石川県	41	奈良県	62	佐賀県	39
山形県	32	福井県	58	和歌山県	35	長崎県	55
福島県	48	山梨県	38	鳥取県	21	熊本県	44
茨城県	84	長野県	118	島根県	28	大分県	67
栃木県	58	岐阜県	75	岡山県	118	宮崎県	60
群馬県	88	静岡県	111	広島県	105	鹿児島県	53
埼玉県	249	愛知県	519	山口県	41	沖縄県	94
千葉県	320	三重県	99	徳島県	30	合計	5,618

表 44-2 都道府県別にみた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事例件数

	件数		件数		件数		件数
北海道	39	東京都	103	滋賀県	20	香川県	9
青森県	15	神奈川県	101	京都府	27	愛媛県	6
岩手県	2	新潟県	11	大阪府	117	高知県	16
宮城県	16	富山県	5	兵庫県	59	福岡県	23
秋田県	8	石川県	13	奈良県	15	佐賀県	14
山形県	4	福井県	20	和歌山県	4	長崎県	11
福島県	18	山梨県	7	鳥取県	5	熊本県	12
茨城県	18	長野県	23	島根県	6	大分県	9
栃木県	15	岐阜県	11	岡山県	27	宮崎県	17
群馬県	15	静岡県	32	広島県	20	鹿児島県	8
埼玉県	46	愛知県	116	山口県	8	沖縄県	25
千葉県	72	三重県	22	徳島県	4	合計	1,194

障害者虐待の防止の取組

虐待の「未然防止」及び「早期発見」＋発生時の「早期対応」が必要

障害者虐待防止の普及啓発

- 障害者虐待防止法に対する県民の理解を促進するとともに、法に基づく通報義務や通報先について、県民へ周知することが必要
- 障がい特性に応じた障がい者への配慮、障がいに対する理解を促進することが必要

【主な取組】

- 街頭キャンペーンの実施
- 虐待防止・権利擁護パンフレットによる周知
- 研修（虐待防止、障がい特性等の理解に関する出前講座）の実施

強度行動障がいのある人への支援

- 強度行動障がいのある利用者に対し、支援が困難なことから発生する虐待を防ぐため、適切な支援を行うための支援技術の向上に取り組むことが必要

【主な取組】

- 強度行動障害支援者養成研修の実施
- ☆中核的人材の養成及び県研修講師候補の養成

関係者への研修等

- 障害福祉サービス事業所の管理者向け研修を実施し、障害者虐待防止法の理解とリスク管理についての理解を促進することが必要
- サービス管理責任者等向け研修を実施し、支援スキルの向上と指導的役割についての理解を促進することが必要
- 市町村職員へ研修を実施し、虐待対応力を高めることが必要

【主な取組】

- 障害者虐待防止・権利擁護研修（県主催）の実施（管理者、サビ児管等、自治体職員対象）
- 圏域ごとの障害福祉サービス事業所等を対象とした「障がい者虐待防止のためのオープンセミナー」の開催

成年後見制度の普及啓発

- 当事者や家族など、制度が必要な人への周知が必要
- 施設関係者など、支援者に対する周知が必要
- 市町村における体制整備に関する支援、研修の実施により、後見人の不足、市町村長申立事案の増加に対応することが必要

【主な取組】

- 成年後見制度に関する研修会（家族、施設職員向け）の実施

引き続き障害者虐待防止の取組みを継続